

1964年6月26日(第13回)

1. 会議並びに散会時刻 (午前10時35分~午後7時)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏	議席	氏	議席	氏	議席	氏
1番	天久	豪	比嘉	定亮	久村	雄	昇行
4番	安政	富	信	真英	天井川	景明	男
7番	稻	信	正	六正	伸喜	昇	
10番	又吉	正弘	石田	繁昌	大富	大富	
12番	伊佐	正	城	昌助	武	敏行	
17番	伊佐	真得	豊	申	幸		
20番	仲村	貞寿	星	星	島		
		光	藏	古賀	清次郎		

3. 不応招議員は次の通りである。

14番 伸村 喜永

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長 伸村 勝助 長呂 真徳 収入役 沢し俊一
無務課長 松川 正義 財政課長 奥星 春俊 住民課長 仲村 春信
水道課長 国吉 真義 建設課長 島崎 昌勝 民生課長 当山 喜良
経済課長 伊佐 友誠 清野國長 大城 仁美

7. 議会事務局職員の出席者
局長 宮城 光雄 書記 照屋 繁一 烏藤 真由子 植木 善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第9: 諸案第19号 1965年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算について

日程第20: 路線第4号 宜野湾市納税奨励金交付規程について

1964年6月26日(第13回目)

1. 会議並びに散会時刻 (午前10時35分~午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定六	3番	久村春安	雄果明昇	行男
4番	安次富盛信康	5番	石川真英	6番	天仲安大	里川敏行	
7番	稻嶺正弘	8番	石川繁昌	9番	12番		
10番	又吉正弘	11番	石川城幸	16番	19番	官武	
13番	伊佐真得	15番	宮城幸				
17番	伊佐貞秀	18番	中里清				
20番	仲村盛光	21番	古波藏清次郎				

3. 不応招議員は次の通りである。

14番 仲村喜永

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村 春勝 助長 呉尾 真徳 収入役 沢し安一
総務課長 松川 正義 財政課長 奥里 将俊 住民課長 仲村 春信
水道課長 国吉 真義 建設課長 島袋 昌兼 民生課長 当山 善喜
経済課長 伊佐 友誠 消防団長 大城 仁幸

7. 議会事務局職員の出席者

局長 宮城 光雄 書記 照屋 錠 島袋 真由 知念 善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第5. 議案第19号 1965年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算について

日程第20. 諒問第4号 宜野湾市納税奨励金交付規程について

議長～出席 14 名であります。市町村自治法の第 3 条によりまして議会は成立致しましたよつて只今より本日の会議を開きます。
(午前 10 時 35 分) 議長～開会式

議長～暫休致します。(午前 10 時 38 分)

議長～再開致します。(午前 10 時 39 分) 総務課謹申の質問第 5 号、議案第 19 号、1965 年度宜野湾市上水道特別会計才入才出について質疑を行います。

議長～4 番、7 番議員の出席を報告致します。

議長～最初に才入の部から始めたいと思つております。

5 番～議長にでなくて出席している 1 番最上位にある方に質問致します。ここに提出されました損益計算書並に貸借対照表はどういう理由で提出されましたか。

助役～お答え致します。結局 65 年度の予算の方は提案してありますのは、單式簿記の方になつておりますが、これと関連致しまして、複式簿記としての開通からして提出してある訳であります。

5 番～私が聞かんとしておりますのは、この計算書貸借対照表は、65 会計年度の特別会計の予算案の審議に資する為に提出されたものと思つておりますが、どうありますか？

助役～そうでござります。

5 番～そうであるなら貸借対照表、損益計算書というものは、あくまで一時点以前の一定期間の利益の損失の発生の状況とか、或は財産状態を示すための一つの方法であります。そして今答えられた通りに第一の将来に向かつて事業經營に関する才入才出のいわゆる審議の資料として出すことに疑惑があるとすれば、見込といふのは私はこれはどうも感心しません。あくまでそれを作成したその時点における過去のそれ以前の実績をもえて、いわゆる福徳を教學を持つて損益計算書とすべきであつて更に明確な教學を持つて貸借対照表とすべきだと思いつぶですがこれは 6 月 30 日現在予定となつております。そうなるとこれはあくまで予定であつてその意味においては予算審議の参考資料としては、私は不充分だと思います。ですから必ずしも 6 月 30 日一會計年度の最初から最後までとらえてその期間のという意味じやなくて、これをもし 5 月 1 日現在でもいいし或は 4 月 20 日現在でもいいし、その時点における所のそしてその時点から以前の実績を示すための計算書として貸借対照表であつてもらいたいんですけど、これは出来なかつたんですか、それとも、とにかくどうしてそれをやらないでこうい

議長～出席14名であります。市町村自治法の第53条によりまして議会は成立致しましたよつて只今より本日の会議を開きます。
(午前10時35分)

議長～暫休願致します。(午前10時38分)

議長～再開致します。(午前10時39分)
繼續審議中の日程第5. 議案第19号 1965年度宜野湾市上水道特別会計才入才出について質疑を行います。

議長～4番、7番議員の出席を報告致します。

議長～最初に才入の部から始めたいと思つております。

5番～課長にてなくて出席している1番最上位にある方に質問致します。ここに出されました損益計算書並に貸借対照表はどういう理由で提出されましたか。

助役～お答え致します。結局65年度の予算の方は提案してありますのは、單式簿記の方になつておりますですが、これと関連致しまして、複式簿記としての関連からして提出してある訳であります。

5番～私が聞かんとしておりますのは、この計算書貸借対照表は、65会計年度の特別会計の予算案の審議に資する為に出されたものと思つておりますが、どうでありますか。

助役～そうでござります。

5番～そうであるならば貸借対照表、損益計算書というのは、あくまで一時点以前の一定期間の利益の損失の発生の状況とか、或は財産状態を示すための一つの方式であります。そして今答えた通りに第一の将来に向かつて事業経営に関する才入才出のいわゆる審議の資料として出すことに意義があるとすれば、見込というものは私はこれはどうも感心しません。あくまでこれを成したその時点における過去のそれ以前の実績をとらえて、いわゆる明確な数字を持つて損益計算書とすべきであつて更に明確な数字を持つて貸借対照表とすべきだと思ひますがこれは6月30日現在予定となつております。そうなるとこれはあくまで予定であつてその意味においては予算審議の参考資料としては、私は不充分だと思ひます。ですから必ずしち6月30日一会计年度の最初から最後までとらえてその期間のという意味じやなくて、これをもし5月1日現在でもいいし或は4月20日現在でもいいし、その時点における所のそしてその時点から以前の実績を示すための計算書として貸借対照表であつてもらいたいんですが、これは出来なかつたんですね。それはそれとも、とにかくどうしてそれをやらないでこうい

うふうな方針を取られたか、この辺はよく分らんです、説明を願います。

助 役～63年度以前の分については決算として出してあります、それから64年度においては6月30日現在においての予定として出してあります。

5 番～私が申し上げるのは6月30日という期限を取らえているからこれは予定とせざるおえません、そうでしょう、しかし、仮に貴方がこれを作成した日がです、仮に5月30日とします、そうであれば5月30日までには予定じやなくて実績に基づく損益計算書、実績に基づく貸借対照表が作成されるはずあります、そうでしょう、出来ないですか、そういうことは出来ないかどうかを聞いているんです、私は、

助 役～それは出来るんじやないかと思つております、作れば、

5 番～そうでしょう、ですから出来ればです、その方が予算審議の資料としては価値においては、はるかに勝ると私は思うんです。

助 役～その方につきまして予算執行状況を出してあります、別に、

5 番～それじやこれは何のために出してあるんですか、

助 役～これは総局は6月30日現在においてはとうであるというふうな何んで出してあります、年度末にはこういうふうになるんだというふうな予定のもとに出てあります、それで先き課長の方からも何しておりました様に予算の資料としては直接は関係はないんじやないかということを強調しておつた記でございます、

5 番～そうするとこれはこういうふうに解しやすくしてよろしいですか、あの執行状況に過ぎます様にあの通り予想通り行けば損益計算書、貸借対照表はこの通りなる、そういう立場になる訳ですか、そうじやないですか、

助 役～執行状況は時限に立つてやつておりますのや、この方は6月末をやつておりますのであるがちとそとは行かないんじやないかと思つております、

5 番～6月30日はまだこないですよ、

助 役～だからでございぬす、予算執行状況というのは時限をおさえておりますので、その通りは一致しないと思つております、

5 番～そうするとやはりまだ期限がこなくとも、その会計年度の最終目をと

うふうな方式を取られたか。この辺はよく分らんです。説明を願います。

助 役～63年度以前の分については決算として出してあります。それから64年度においては6月30日現在においての予定として出してあります。

5 番～私が申し上げるのは6月30日という期限を取らえているからこれは予定とせざるおえません。そうでしよう。しかし、仮に貴方がこれを作成した日がです。仮に5月30日とします。そうであれば5月30日までは予定じやなくて実積に基づく損益計算書・実績に基づく貸借対照表が作成されるはずであります。そうでしよう。出来ないですか。そういうことは出来ないかどうかを聞いているんです。私は。

助 役～それは出来るんじやないかと思つております。作れば。

5 番～そうでしよう。ですから出来ればです。その方が予算審議の資料としては価値においては、はるかに勝ると私は思うんです。

助 役～その方につきまして予算執行状況を出してあります。別に。

5 番～それじやこれは何んのために出してあるんですか。

助 役～これは結局は6月30日現在においてはこうであるといふうな何んぞ出でてあります。年度末にはこういうふうになるんだといふうな予定のもとに出でてあります。それで先き課長の方からも何しておりました様に予算の資料としては直接は関係はないんじやないかということを強調しておつた訳でござります。

5 番～そうするとこれはこういうふうに解しやすくしてよろしいですか。あの執行状況にあります様にあの通り予想通り行けば損益計算書・貸借対照表はこの通りなる。そういう立場になる訳ですか。そうじやないですか。

助 役～執行状況は時間に立つてやつておりますので。この方は6月末をやつておりますのであなたがちそうとは行かないんじやないかと思つております。

5 番～6月30日はまだこないですよ。

助 役～だからでございあす。予算執行状況というのは時間をおさえておりますので、その通りは一致しないと思つております。

5 番～そうするとやはりまだ期限がこなくとも、その会計年度の最終日をと

らえてこうして計算書、貸借対照表を作成した方がいいというお考えですか。

助 稼ぐこれはいいという考えで出してある艶じやなくして

5 番～その辺をよく聞きたいんです。いいというお考えでなくてどういうふうな、主にどこにねらいがあるんですか、それは、

水道課長～その予算書から見ても、65年度の水道の事業がどれだけのもうけがあるか、どれだけのまだ施設をやるかどうかはあの予算書から見てはつきりしないんじやないかと思つておられます。これからした場合にも65年度の水道事業からして、どれだけの利益金が出てどれだけの費用が掛かるというような柄がこれかねば、はつきり映るんじやないかと思います。

5 番～一応それじや6月30日に実際に来た場合には、その時現在の実績とこれと照らし合せての誤差は大体1～2%の誤差で止るというふうに解しやすくしていいですか、これは予定でありますから、この通り実績はこうなるとは限られんでしよう、そうじやないですか、誤差が全然ないとは云えないでしよう。

水道課長～比率においては大体柄とは云えませんが、

5 番～私が云うのは数字です。これはまだ6月30日は到来しないでしょうちからしあくまでその時現在をとらえてあくまで予定という日付けて計算書、貸借対照表を出してあるんでぞう。ですからその時です。6月30日に実際には来た場合にです、その時までのすべてのこれに関する実績というのが確定しますか、その場合との予定表とですか、いわゆるくらい違う程度はせいぜい4～5%以内におちつくだろうというふうに解しやすくしてよろしいじやないですか。

水道課長～はい、そういう繋りでありますので、それより多くはなつても、少なくはならないんじやないかと思つております。

5 番～いや、私がそういうのは予算審議の資料という立場で聞いているんです、多い少ないは、多いからいい、少ないからいけない、全部いけない訳です、予算審議の場合は、はい分りましたこの件は、

16番～予算編成に当りましたて、予算執行状況を照し合せて見ますと、現年度の場合予算に対して調定がだいぶ下になつております、損益計算約25,000ドル調定額だとなつております。現年度のこの執行状況を予算上においてこれは執行不可能な点が出るんじやないかと思つんですけど新年度予算の場合、現年度を基礎としてお考えたかどうか、その点

らえてこうして計算書、貸借対照表を作成した方がいいというお考えですか。

助 役～これはいいという考えで出してある訳じやなくして

5 番～その辺をよく聞きたいんです。いいというお考えでなくてどういうふうな、主にどこにねらいがあるんですか。これは。

水道課長～その予算書から見ては、65年度の水道の事業がどれだけのもうけがあるか。どれだけのまだ施設をやるかどうかはあの予算書から見てはつきりしないんじやないかと思つております。これからした場合には65年度の水道事業のからして、どれだけの利益金が出てどれだけの資産が出来るというような何がこれからは、はつきり映るんじやないかと思います。

5 番～一応それじや6月30日に実際に来た場合には、その時現在の実績とこれと照らし合せての誤差は大体1～2%の誤差で止るというふうに解しやすくしていいですか。これは予定でありますから、この通り実績はこうなるとは限られんでしょう。そうじやないです。誤差が全然ないとは云えないでしょう。

水道課長～比率においては大体何%とは云えませんが。

5 番～私が云うのは数字です。これはまだ6月30日は到来しないでしようしかしあくまでその時現在をとらえてあくまで予定という日付けて計算書、貸借対照表を出してあるんでぞしよう。ですからその時です。6月30日に実際に来た場合にです。その時までのすべてのこれに関する実績というのが確定しますか。その場合とこの予定表とですか。いわゆるくらい違う程度はせいぜい4～5%以内におちつくだろうというふうに解しやすくしてよろしいじやないです。

水道課長～はい。そういう續りでありますので、それよりか多くはなつても、少なくはならないんじやないかと思つております。

5 番～いや。私がそういうのは予算審議の資料という立場で聞いているんです。多い少ないは、多いからいい。少ないからいけない。全部いけない訳です。予算審議の場合には、はい分りましたこの件は。

16番～予算編成に当りまして、予算執行状況を照し合せて見ますと、現年度の場合予算に対して調定がだいぶ下になつてあります。損益計算約25,000ドル調定減だとなつております。現年度のこの執行状況を予算上においてこれは執行不可能な点が出るんじやないかと思うんですけど新年度予算の場合、現年度を基礎としておさえだかどうか。その点

についてご質問願いたいと思います。予算執行状況とですか、約予算に對して調定額が 25,000 ドル下まわつておられます。だから新年度の予算は、予算編成に當つてですか、64 年度の調定額をおさえた、或は見込の増をおさえて予算編成なされた誤ですか。

水道課長～そうでござります。資料を下の方に月別の資料をつけてあります。

16 番～そうした場合に 64 年度は結局は執行可能な点が出るという結果になりますか、予算執行は出来ない。

水道課長～これは調定額になつておりますのは、9 月未現在でありますので、予算よりかは 2 ケ月分位の調定額になつておる誤です。

16 番～この執行状況をおさえた場合、6 月はまだ調定していないのでこの予算額よりは上回ることでござりますか。

水道課長～そうです。

議長～暫休憩致します。（午前 11 時 26 分）

議長～再開致します。（午前 11 時 27 分）

10 番～水道使用料の中にですか、滞納金が増えているのは、どういう所から欠々があるかどうか。

水道課長～64 年度のものですか、それとも、

10 番～いや、経費上ですか、これから見た場合には去年より今年 62 年より 63 年度と 64 年より 65 年度の方が徴収にして増えているんですが

水道課長～この予算書の方ですか。

10 番～去年 64 年度の場合もです、63 年度以降のが 1550 ドルだつたのが 65 年度の場合は 4,629 ドルなつておるし、それから 64 年度の会計上においては 63 年度のものが 10,873 ドルのものが 13,000 ドルになつてゐる誤ですが、その徴収率のバーセント計上單においては、50%、70% というふうにして単率な徴収自込額は上げておる誤ですが計上とされである誤ですが。

水道課長～63 年度まで滞納額の 4,629 ドルは、実際にはまだそれだけ徴収されてない分です、64 年度の 13,000 ドルは一ヶ月分の調定額がよく年度に持ち越される見込みがあるんですが、それだけ滞納額として持ち越されております。

についてご説明願いたいと思います。予算執行状況とですか。約予算に対して調定額が25,000ドル下まわっております。だから新年度の予算は、予算編成に当つてですか。64年度の調定額をおさえた、或は見込の増をおさえて予算編成なされた訳ですか。

水道課長～そうですございます。資料を下の方に月別の資料をつけてあります。

16番～そうした場合に64年度は結局は執行可能な点が出るという結果になりますか。予算執行は出来ない。

水道課長～これは調定確になつておりますのは、5月末現在でありますので、予算よりかは2ヶ月分位いの調定減になつておる訳です。

16番～この執行状況をおさえた場合、6月はまだ調定していないのでこの予算額よりは上回ることでございますか。

水道課長～そうです。

議長～暫休願致します。(午前11時26分)

議長～再開致します。(午前11時27分)

10番～水道使用料の中にですか。滞納金が増えているのは、どういう所から欠があるかどうか。

水道課長～64年度のものですか。それとも。

10番～いや、経費上ですか。これから見た場合には去年より今年62年より63年度と64年より65年度の方が総額にして増えているんですが

水道課長～この予算書の方ですか。

10番～去年64年度の場合もです。63年度以降のが1550ドルだつたのが65年度の場合にも4,629ドルなつておるし、それから64年度の会計上においては63年度のものが10,873ドルのものが13,000ドルになつてゐる訳ですが、その徴収率のパーセント計上率においては、50%、70%というふうにして同率な徴収見込額は上げておる訳ですが計上とされておる訳ですが、

水道課長～63年度まで滞納額の4,629ドルは、実際にまだそれだけ徴収されてない分です。64年度の13,000ドルは一ヶ月分の調定額がよく年度に持ち越される見込みがあるんですが、それだけ滞納額として持ち越されています。

10番～それはよく分つておるんですが、これだけ毎年毎年延滞が多くなるという自体ですが、後2～3ヶ月においてはまだ日があさいのでいわゆる収穫の方技術もいる面がまずい点があつたと思うのですが、しかしながらがる同僚で毎年々々延滞額が多くなつておるんです、そうでないですか。

水道課長～63年までの分はそれまでの滞納額が1,550ドルになつておりますが、63年度の何んでは、前の予算書から見た場合には10,873ドル。今度の場合も4年度は別として13,000ドルを見込んで約2,000ドル位いの増となつておりますが、これ一ヶ月の滞納額を見込んだ上でそれをあつて実際の滞納の數字ではございません、貯蓄年度に持ち越される数字の分を諸般見込額として計算してあります、61年、62年、63年の何からしますと63年度の滞納額が約2500ドル位多くなつておりますが、権力微観に何したいと思つてお見えですか、それでこの手

11番～滞納について質問致します、滞納額はそろそろ来年当りは時効にかかると想ひますが、61年から64年までの貸倒れは何件あるか、1つまで説明願います。

水道課長～後で資料で提出しておきます、件数は今、

11番～今日中に大体出来ますか、貸倒れの分ですか。

水道課長～今日中に資料は提出致します。

11番～お願い致します、これで、

水道課長～水道会計の場合は、貸倒れの何は作れないという頼んでますが、やっぱりよく年度で欠損金としての訂正しか出来ない様であります、まだそれについての資料関係の何はまだ完全に調べてないんです、貸倒れになるか、欠損金として取り扱うのかについて今あちこち問い合わせしております。

11番～給水はしたんですが、そのまま市外へげておる方の人はおりませんか、箕輪山いると思うんです、私が知るの試せれども、みのが3,000円あるつていう人がいたりで、箕輪山の一人でも丁度同じであります、水道課長～61・62年の場合は相当数の何があつた様でありまするやうです。

11番～それ一概調べて出してくれませんか、

水道課長～はい、で、これが五ヵ月の間に出来たもので、それで今月はまだ

議長～暫休憩致します。(午前11時35分)

謹

10番～それはよく分つておるんですが、これだけ毎年毎年延滞が多くなるという自体ですか。後2～3ヶ年においてはまだ日があさいのせいわゆる徴収の方法あらゆる面がましい点があつたと思うんですが、しかしながら同率で毎年々々延滞額が多くなつておるんです。そうでないですか。

水道課長～63年までの分はそれまでの滞納額が1,550ドルになつておりますが、63年度の何んでは、前の予算書から見た場合には10,873ドル。今度の場合は64年度は別として13,000ドルを見込んで約2,000ドル位いの増となつておりますが、これ一ヶ月の滞納額を見込んだまでであつて実際の滞納の数字ではございません。65年度に持ち越される数字の分を滞納見込額として計上してあります。61年、62年、63年の何からしますと63年度の滞納額が約2500ドル位多くなつておりますが、極力徴収に何したいと思つております。

11番～滞納について質問致します。滞納額はそろそろ来年当りは時効にかかると思いますが、61年から64年までの貸倒れは何件あるか。1つを説明願います。

水道課長～後で資料を提出しておきます。件数は今。

11番～今日中に大体出来ますか。貸倒れの分ですか。

水道課長～今日中に資料は提出致します。

11番～お願ひ致します。

水道課長～水道会計の場合は、貸倒れの何は作れないという何んですが、やっぱりよく年度で欠損金としての訂正しか出来ない様であります。まだそれについての資料関係の何はまだ完全に調べてないんです。貸倒れになるか。欠損金として取り扱うのかについて今あちこち問い合わせしております。

11番～給水はしたんですが、そのまま市外へにげるという人はおりませんか。沢山いると思うんです。私がいうのはそれです。

水道課長～61・62年の場合は相当数の何があつた様であります。

11番～それ一様調べて出してくれませんか。

水道課長～はい。

議長～暫休願致します。（午前11時35分）

議

議長～再開致します。(午前11時51分) いきましても、この問題は、いかがでござるかといふ問題であります。

議長～12番議員の出席を報告致します。アカウントをもつてござる。しかしまだおこなつてござらぬ。それで、この問題は、いかがでござります。

4番～事業収益に対する人件費の割合についてご説明願います。それから一件ですか、予算の効率的な運用をしているためにこの先程ご説明して頂きました資本金の中のくり入れ金であつますが、この繰入金は、もう既にうつ4壁を経過しておりますし、当然現金化せずに残っている以上は抽出して一般会計予算に振り戻すべきだと云ふように考えておりますが、それがやられていない理由、又それのもし振り出してても、とのある程度起債を10,000ドル位いの起債をすれば、当然別に今後の事業拡張、活性化又建設改良の面で支障はないかというふうに考えますがこれは可能じやないかと想つております。ということはこの起債は預金からその起債であります。もし一時起債、一時といつても4～5年位いのとえ書きの起債ならば市内にある金融機関から、可能だと考えますが、一般会計に抽出して、色々の一般会計の事業を活発に進めた方が予算の効率的運用の面から妥当じやないかというふうに考えますが、それについて助役さんをご説明願います。それから賃金であります。発覚の増員、確か3名だったと承りますが、現在使つている臨時的人件費を、臨時的人夫を定数化しようというようなことで一括増員したんじやないかとこう考えております。賃金は依然として減になつてい続い理由です。それが3点、それから1款3項の4目総係費ですか、それの22算委託費ですか、それは費目存置にされておりますが、どういうものが予定されるか、どういうものがあるかです。この水道事業の中はどういうものが想定されているか、費目存置にされていますので、それについてご説明願います。その次の上のです。手数料19種のアメリカスの手数料というのが6ドル計上されております。これについてご説明願います。以上3点についてご説明願います。

助役～お答えします。職人金の問題につきましては本会計年度に提出じさせあります。会計年度におきましては考慮されたりませんですが、次期年度におきましては考慮されておりませんが、次期年度においてこれらは考慮して行きたいくつておきます。それから賃金の方は現在12人ありますのは、工事關係の荷役やなくして業務關係になりますので業務關係として、どうしてもこれだけは定数を居なければいけないという何んぞ定数増をお願いした訳であります。賃金の何んが減つていいのは結局は事業拡張の何んによつての、この方は工事關係の賃金でありますので減にはなつております。それから事業収益と人件費との關係については後でお答え致しまして、それから委託料の何んにつきましては、これから工事拡張による額が見込まれるんじやないかと想つておりますが、既に前3月の定期会の方に一括は提案しておりました1号線沿いの何んにつきましてはいく分委託費を設計をした訳でございますが、そういう設計費として委託費の方が予定

議長～再開致します。(午前11時51分)

議長～12番議員の出席を報告致します。

4番～事業収益に対する人件費の割合についてご説明願います。それから一件ですか。予算の効率的な運用をしているためにこの先程ご説明して頂きました資本金の中のくり入れ金であります。この繰入金は、もう既に3・4年を経過しておりますし、当然けん道に乗つて以上は繰出して一般会計予算に繰り戻すべきだと云ふうに考えておりますが、それがやられていない理由、又これのもし繰り出しても、このある程度起債を10,000ドル位いの起債をすれば、当然別に今後の事業拡張、或は又建設改良の面で支障はないというふうに考えますがこれは可能じやないかと思つております。ということはこの起債は開金か金からの起債であります。もし一時起債、一時といつても4～5年位いのとらえ置きの起債ならば市内にある金融機関から、可能だと考えますが、一般会計に繰出して、色々的一般会計の事業を活発に進めた方が予算の効率的運用の面から妥当じやないかというふうに考えます。それについて助役さんをご説明を願います。それから賃金でありますが、先きの増員、確か3名だつたと届いますが、現在使つてある臨時的人件費を、臨時的人夫を定数化しようというようなことで一様増員したんじやないかとこう考えております。賃金は依然として減になつていません。それが3点、それから1款3項の4目繰係費ですか。その22箇委託費ですか。これは費目存置にされておりますが、どういうものが予定されるか。どういうものがあるかですこの水道事業の中はどういうものが相定されているか。費目存置にされていますので、それについてご説明願います。その次の上のです。手数料19箇のアメツクスの手数料というものが6ドル計上されております。これについてご説明願います。以上9点についてご説明願います。

助役～お答えします。編人金の問題につきましては本会計年度に提出してあります。会計年度におきましては考慮されておりませんが、次期年度におきましては考慮されておりませんが、次期年度においてこれは考慮して行きたいと思つております。それから賃金の方は現在12人おりますのは、工事関係の何じやなくして業務関係になりますので業務関係として、どうしてもこれだけの定数を居なければいけないという何んで定数増をお願いした訳であります。賃金の何んが減つていなるのは結局は事業拡張の何んによつての、この方は工事関係の賃金でありますので減にはなつておりません。それから営業収益と人件費との関係については後でお答え致します。それから委託料の何んにつきましては、これから工事拡張による何が見込まれるんじやないかと思つておりますが、既に前3月の定期会の方に一様は提案しておりました5号線沿いの何んにつきましてもいく分委託費を設計をした訳でございますが、そういう設計費として委託費の方が予定

されておりますですが、今の所これに計上しておりません。それからアメツクスの手数料の6ドルの方はアメリカさんの方がアメツクスを通じて使用料を納めておりますので、1ヶ月50セントずつの値んとして手数料がつくためにそれを含めて計上してある訳です。

4 番～只今の助役の答弁によりますと、資金でありますから事業拡張のための資金だという認識であります。そうしますと今度の事業が完了してしまえば、この資金はなくなるのかどうか。

助 役～維持修繕關係の方がござりますので、これは少なくはなるにしてもなくはならないんじやないかと思つております。

4 番～じや前の臨時約職員を採用してあつたというこの給与については、その人件費についてはどこに計上されておるか。それについて。

助 役～臨時の何につきましては、定歎職員の方の欠員關係、それから不足分については、給水資金の方からまかなう訳です。

4 番～給水資金ということですか。

助 役～給水の資金でございます。1323ドルの内からまかなわれている訳です

4 番～じや、そうしますと、1,323ドルの内にまかなわれておつたのが、

助 役～いや、それだけではございません。先き申し上げました様に定歎欠員がございますので、その欠員の方の給与の方もまわつておる訳でございます。不足分を給水資金の方からまわしておるという訳でございます。

4 番～これは、給水のための仕事をしておつたんですか。今までそういう人夫的性格、例えばこれでいうこの資金でいう仕事をしておつたのかどうか。

助 役～そういう何んでございません。業務であるので。

4 番～そうしますとこの資金から出したということはこの当初の1,323ドル計上した場合は当然この給水のために作業をさせるためにこのこれだけの人夫を私は雇つたんじやないかと思います。当然これからこの仕事をさせて、これが出すべだということになると思いますが、この仕事をさせないで他の仕事をさせて、これから資金を払つたかということは、これは、しかし矛盾します。この資金というのと、給水の作業をさせるために、或は給水の仕事をさせるために計上した資金です。これから資金を出して外の仕事をさせるとということは、この資金の1,323ドルというのはおかしくないですか。じやお伺いします

されておりますですが、今の所これに計上しておりません。それからアメツクスの手数料の6ドルの方はアメリカさんの方がアメツクスを通じて使用料を納めておりますので、1ヶ月50セントずつの何んとして手数料がつくためにそれを含めて計上してある訳です。

4 番～只今の助役のご答弁によりますと、賃金であります、事業拡張のための賃金だというで説明であります、そうしますと今度の事業が完了してしまえば、この賃金はなくなるのかどうか。

助 役～維持修繕関係の方がござりますので、これは少なくはなるにしてもなくはならないんじやないかと思つております。

4 番～じや前の臨時的職員を採用してあつたというこの給与については、その人件費についてはどこに計上されておるか。それについて。

助 役～臨時の何につきましては、定数職員の方の欠員関係、それから不足分については、給水賃金の方からまかなう訳です。

4 番～給水賃金ということですか。

助 役～給水の賃金でございます。1323ドルの内からまかなわれている訳です

4 番～じや、そうしますと、1.323ドルの内にまかなわれておつたのが、

助 役～いや、それだけではございません。先き申し上げました様に定数欠員がござりますので、その欠員の方の給与の方もまわつておる訳でございます。不足分を給水賃金の方から回わしておるという訳でござります。

4 番～これは、給水のための仕事をしておつたんですか。今までそういう人夫的性格。例えばこれでいうこの賃金でいう仕事をしておつたのかどうか。

助 役～そういう何んでございません。業務であるので。

4 番～そうしますとこの賃金から出したということはこの当初の1,323ドル計上した場合は当然この給水のために作業をさせるためにこのこれだけの人夫を私は雇つたんじやないかと思います。当然これからこの仕事をさせて、これが出すべだということになると思いますが、この仕事をさせないで他の仕事をさせて、これから賃金を払つたかということは、これは、しかし予じゆんします。この賃金というのでは、給水の作業をさせるために、或は給水の仕事をさせるために計上した賃金です。これから賃金を出して外の仕事をさせるということは、この賃金の1,323ドルというのはおかしくないですか。じやお伺いします

が現年年度においてはこの賃金の 1,323 ドル計上しなくてもよかつたと、給水費においては計上しなくてもよかつたという解しやすくも感想立つ訳ですが、そういうふうに解してよろしいですか、という事は、1,323 ドル計上してこの給水のための人夫賃だと。

助 役～今先き申上げました通りに、定数の方の欠員の方から出して、不足分をそれから出しておるということを申し上げましたが、出した額については、今数字持ち合わせておりませんので、調べてからお答えします。

4 番～じや現年年度のですか、1,323 ドルのこの人夫賃ですか、臨時人夫賃をいうのは、結局この給水作業のための人夫賃じやなかつたということになる訳ですか。

助 役～当初の計画においてはそういう何でござります。

議 長～暫休憩致します。(午後零時 17 分)

議 長～再開致します。(午後零時 18 分)

19番～課長にお伺いします、現在水道課は車りようは何台持つておりますか
水道課長～車は一台持つております。

19番～車は一台だけですか。

水道課長～そうです。

19番～ジープは？

水道課長～ジープは無い下げ致しました。

19番～最初の費目の 1 款ですか、1 項 2 目の 20 算と 2 款 1 項 1 目の 20 算による車のその借料というのがござります、これはどういつた様な性質のものですか。

水道課長～これは小さい工事を直営でやる場合とか、それから資材の大きな資材の運搬が年中において、例えは、この前なんか大樹名あたりから鉄管の残材の運搬とか、そういうたなんに、一日位いは使うじやないかと思つて設けてあります。

19番～それから 1 款ですか、1 項 4 目の 5 算、この方にあの宿直手当でございますが、同じ市役所の市長の下にある市役所職員と、ことといわゆる差額がありますか、役所において 75 セントなら、水道課においては 50 セントというそれはどういう理由ですか。

が現行年度においてはこの賃金の 1,323 ドル計上しなくともよかつたと、給水費においては計上しなくともよかつたという解しやすくも成り立つ訳ですが、そういうふうに解してよろしいですか。という事は、1,323 ドル計上してこの給水のための人夫賃だと。

助役～今先き申上げました通りに、定数の方の欠員の方から出して、不足分をそれから出しておるということを申し上げましたですが、出した額については、今数字持ち合わせしておりませんので、調べてからお答えします。

4番～じや現年度のですか。1,323 ドルのこの人夫賃ですか。臨時人夫賃のいのちは、糸局この給水作業のための人夫賃じやなかつたということになる訳ですか。

助役～当初の計画においてはそういう何でござります。

議長～暫休憩致します。(午後零時 17 分)

議長～再開致します。(午後零時 18 分)

19番～課長にお伺いします。現在水道課は車りようは何台持つてありますか

水道課長～車は一台持つております。

19番～車は一台だけですか。

水道課長～そうです。

19番～ジープは？。

水道課長～ジープは払い下げ致しました。

19番～最初の費目の 1 款のですか。1 項 2 目の 20 節と 2 款 1 項 1 目の 20 節による車のその借料というのがございます。これはどういつた様な性質のものですか。

水道課長～これは小さい工事を直営でやる場合とか、それから資材の大きな資材の運搬が年中において、例えば、この前なんか大翻名あたりから鉄管の残材の運搬とか、そういうたなんに、一日位いは使うじやないかと思つて設けてあります。

19番～それから 1 款のですか。1 項 4 目の 5 節、この方にあの宿直手当でございますが、同じ市役所の市長の下にある市役所職員と、ここといわゆる差額がありますか。役所において 75 セントなら、水道課においては 50 セントというそれはどういう理由ですか。

水道課長～私從来通り 50 セントだつたもんですから、50 セントそのまま計上してあります。

19番～そうしますと貴方々は結局は予算額成をする場合においてそこには何も追加はなかつたということですか、それからもう一覧、2款1項2目の24節のこの工事請負費の中のですか、900 ドルの代用線布設工事とありますが、これはいかような性質の工事であるのか？

水道課長～本管から小さい道を 40 ミリの以下のパイプで通す管を代用線といつて直営でほとんどやつております。

19番～これはどこですか、なにか市内全域でやつてあるのですか？

水道課長～これは市内全域というふうにやつております。

19番～これは結局は市内全域を想定として、まだ現在布設はつきりしていないが、それだけ想定してあると意味ですか。

水道課長～はい、そうです。

19番～先きの宿直手当の問題ですが、課長はどういうふうな見解を持つておられますか？

水道課長～訂正致します。

1 番～予算書と貸借対照表の数字が違つていますので、その差をご説明願います。水道事業収益金が 172,472 ドルに対して貸借対照表の場合は、161,554 ドル何故差が出来たか、それと去年度の事業収益が、水道事業収益と利じゆんの割合が 27.5% に対しまして、去年が 30% でござります。30% に対して今年の見込が 27.5% という具合に利じゆんの比率が約 2.5% 低くなつております。それの理由について更にもう一点です、給水収益も同様にその比率が多くなつていて、その理由をご説明願います。

水道課長～給水収益の 161,554 ドルが予算上では、172,472 ドルになつておりますが、これは水道使用料の 65 年度分だけを計上して 161,554 ドルになつております。

議長～暫休憩致します。（午前零時 22 分）

議長～再開致します。（午前零時 25 分）

1 番～そうすると、繰越金がある段ですか？

水道課

水道課長～私從来通り 50 セントだつたもんですから、50 セントそのまま計上してあります。

19番～そうしますと貴方々は結局は予算編成をする場合においてそこには何も連絡はなかつたということですか。それからもう一纏、2款1項2目の24節のこの工事請負費の中のですか。900ドルの代用線布設工事とありますが、これはいかような性質の工事であるのか。

水道課長～本管から小さい道を40ミリの以下のパイプで通す管を代用線といって直営でほとんどやつております。

19番～これはどこですか。

水道課長～これは市内全域というふうにやつております。

19番～これは結局は市内全域を想定として、まだ現在布設ははつきりしていないが、それだけ想定してあると意味ですか。

水道課長～はい。そうです。

19番～先きの宿直手当の問題ですが、課長はどういうふうな見解を持つておられますか。

水道課長～討正致します。

1 番～予算書と貸借対照表の数字が違つていますので、その差をご説明願います。水道事業収益金が172,472ドルに対して貸借対照表の場合は・161,554ドル何故差が出来たか。それと去年度の事業収益が、水道事業収益と利じゆんの割合が27.5%に対しまして、去年が30%でござります。30%に対して今年の見込が27.5%という具合に利じゆんの比率が約2.5%低くなつております。その理由について更にもう一点です。給水収益も同しくその比率が多くなつている。その理由をご説明願います。

水道課長～給水収益の161,554ドルが予算上では、172,472ドルになつておりますが、これは水道使用料の65年度分だけを計上して161,554ドルになつております。

議長～暫休憩致します。(午前零時22分)

議長～再開致します。(午前零時25分)

1 番～そうすると、繰越金がある訳ですか。

水道課

水道課長～はい。

1番～繰越金は、一応明記すべきだと思うんですが、何故その繰越金を明記しないか。今の予算書の説明からしますと、繰括的な操作ではないですか。從つて65会計年度における数字は貸借対照表に出されておるというお考えでありますか。その差額は64年度の繰越ということになるんじゃないですか。そうですか、一応それは正確にです。表示された方がいいと親うんです。貸借対照表を出す以上は、そこまではつきりその細分して頂かんと、こちらとしては非常に困るんです。

水道課長～これは65年度の分を計上してある訳でございます。

1番～はい、そうです。65年の計上ということは繰越があるからですよ。しかし対借対照表には65年度の収益が161,000しかないということになつてゐるでしょう。差額というものは、64年の繰越があるからそうなるんじゃないですか。実際は？

水道課長～どうぞ、お手元の資料を参考して見て下さい。

1番～だからその繰越の分はです一応はここに説明書に書くべきじゃないかと思うんですが、それで65年度の収益が161,000と見えておるからです。

水道課長～損益計算書なんですか。

1番～損益計算書じやない。予算書です。予算書の説明は單なる事業収益としてしか入つていません。その内繰越がいくらあつたかということに対して、これは説明がない訳です。

水道課長～こちらの方に2,314ドルと9,600ドルと書いてあります。次の水道使用料の

1番～いくらのあれですか。一応65年度の収益が161,000と見えておるからです。

水道課長～61.62.63年度の滞納額が計が2,314ドルの収取見込額。

1番～それだけの差じやないです。これは？

水道課長～それから64年度の滞納見込額13,000ドルの70%と9,100ドルで計11,414ドルの差額になつております。

1番～そうするに差額は繰越金だということですか。

水道課長～はい。

水道課長～はい。

1 番～繰越金は、一様明記すべきだと思うんですが、何故その繰越金を明記しないか。今の予算書の説明からしますと、総括的な操作ではないですか。従つて65会計年度における数字は貸借対照表に出されておるというお考えでありますか。その作額は64年度の繰越ということになるんじやないですか。そうですか、一応それは適確にです。表示した方がいいと思うんです。貸借対照表を出す以上は、そこまではつきりその細分して頂かんと、こちらとしては非常に困るんです。

水道課長～これは65年度の分を計上してある訳でございます。

1 番～はい、そうです。65年の計上ということは繰越があるからですよ。しかし対借対照表には65年度の収益が161,000しかないということになつてゐるでしょう。差額といふものは、64年の繰越があるからそうなるんじやないですか。実際は？。

水道課長～そうです。

1 番～だからその繰越の分はです一様はここに説明書に書くべきじゃないかと思うんですが、

水道課長～損益計算書なんですか。

1 番～損益計算書じやない。予算書です。予算書の説明は單なる事業収益としてしか入つていないですか。その内繰越がいくらあつたかということに対して、これは説明がない訳です。

水道課長～こちらの方に2,314ドルと9,600ドルと書いてあります。次の水道使用料の。

1 番～いくらのあれですか。

水道課長～61.62.63年度の滞納額が計が2,314ドルの徴取見込額。

1 番～それだけの涪じやないです。これは？。

水道課長～それから64年度の滞納見込額13,000ドルの70%と9,100ドルで計11,414ドルの差額になつております。

1 番～そうするに涪額は繰越金だということですか。

水道課長～はい。

水道課長～はい。

1 番～それから先きの二点について説明して下さい。

水道課長～経営費の増が原因になつております。

1 番～もち論経営費が増になつたためにそれは収益の利じゆんの %セントが落ちる訳ですが、何故年々です、経費の開銷をこの計つて、利潤を多く上げて行くというのが、いわゆるこの企業の原則であるんじやないかと思いますが、経費が年々増加するということはどこにあるか、事業の拡張に伴なつてですか、それだけ収益も上がる訳です。しかし 65 会計年度においては、事業の拡張に伴なつて利じゆんが落ちて行くということと自体はちよつと納得出来かねないです、どういつた点にです、その経営費の増が重なつてくるかです、それを 1 つはつきりと説明して頂きたいと思います、後でよろしゆうござります、それともう一点です、この給水差益がこの給水費とです、それから需水費のこの又違つているんです、何故その違つているかです。

議長～暫休憩致します。(午後零時 30 分)

議長～再開致します。(午後零時 32 分)

16 番～宿直手当の方は、水道の場合は 50 セントとなつております、しかし役所費の一級会計の場合は 75 セントとなつております、同じ役所の職員でありながら当直して、どうしてそれだけの手当の額が違うか、それと水道職員の場合は夜間特別勤務という場合があると思うんですね、そういう場合の費用、例えば深夜勤務ですか、特殊な勤務があると思うんですけど、その費用がどこに計上されておるのか、それから当直者のこの日数でございますが、何名いるか、どうも頗るの面が合わない様でございますが、

4 番～1 款 1 項の 4 目 25 節の備品費でありますが、390 ドル計上されております、その附記はカナタイプですか、和文タイプとその二つになつておりますが、これは水道事業が発足してからずっと備品費は購入されたと思いますが、従来そういつた様なタイプはなかつたのか、或は又そのタイプじやなければ仕事が出来ないかどうか、それについてご説明願います。

水道課長～只今まで水道課が持つている備品費では英文タイプとそれから和文タイプについては持つておりませんでした、从今度 65 年度からは業者の方針を変えまして、今配電会社で取り扱つておる方法に持つて行こうと思いまして、タイプの方を計上しております。

4 番～そうすると従来は和文タイプはなければ何んでやつておりましたか、

水道課長～はい。

1 番～それから先きの二点について説明して下さい。

水道課長～経営費の増が原因になつております。

1 番～もち論経営費が増になつたためにそれは収益の利じゆんの%セントが落ちる訳ですが、何故年々です、経費の削減をこの計つて、利縛を多く上げて行くというのが、いわゆるこの企業の原則であるんじやないかと思いますが、経費が年々増加するということはあるんじやないか。事業の拡張に伴なつてですか。それだけ収益も上がる訳です。しかし65会計年度においては、事業の拡張に伴なつて利じゆんが落ちて行くということ自体はちよつと納得出来かねないです。どういつた点であります。その経営費の増が重なつてくるかです。そこを1つはつきりと説明して頂きたいと思います。後でよろしゆうござります。それともう一点です。この給水差益がこの給水費とです。それから需水費のこの又違つているんです。何故その違つているかです。

議長～暫休憩致します。(午後零時30分)

議長～再開致します。(午後零時32分)

16番～審直手当の方は、水道の場合は50セントとなつております。しかし役所費の一般会計の場合には75セントとなつております。同し役所の職員でありながら当直して、どうしてそれだけの手当の額が違うか。それと水道職員の場合は夜間特別勤務という場合があると思うんですけど、そういう場合の費用、例えば深夜勤務ですか。特殊な勤務があると思うんですけど、その費用がどこに計上されておるのか。それから当直者のこの日数でございますが、何名いるか。どうも額との面が合わない様でございますが、

4 番～1款1項の4目25節の備品費であります。390ドル計上されております。その附記はカナタイプですか。和文タイプとその二つになつておりますが、これは水道事業が発足してからずっと備品費は購入されたと思いますが、従来そういつた様なタイプはなかつたのか、或は又そのタイプじやなければ仕事が出来ないかどうか。それについてご説明願います。

水道課長～只今まで水道課が持つてゐる備品費では英文タイプとそれから和文タイプについては持つておりませんでした。从今度65年度からは業務の方法を変えまして、今配電会社で取り扱つておる方法に持つて行こうと思いまして、タイプの方を計上してあります。

4 番～そうすると従来は和文タイプはなければ何んでやつておりましたか。

和文作成は、

水道課長～全部手でやつております。

4 番～手びつでやる場合とそれから簡文タイプでやる場合ですか。この作業がですか。どれが早くかたづかですか。或は又これが企業の合理化になるのか。

水道課長～今まで別の方、コサ、那覇を研修させまして両方とも九州地区の鹿児島から市の方を紹介して来て、沖縄でもそれを皆んな商売として実施してもらいたいという様な何んで2～3日研究に行かしましたが約一人で二人前の仕事をかたづけるそうです。

4 番～じやお伺いし處ですが、議員の問題でたびたび頭をいためております。そこで前から企業の合理化をはかるためにそういう事務改善の機械を導入すれば、何とか人件費も安くなるといふんじやないかということを再三進言しておる段であります。今度のこのタイプを購入することによつて今まで二人でやつた仕事が一人で充分だということになると。それだけ人件費が少なくて済むんだというふうな運くつになるかと思いますが、それに対して人件費はかえつて逆に並行して多くなっているんだということになると、その辺がまだまだ理解に苦しむものであります。

水道課長～なる程機械装備完全になるにつれて、人件費が少なくなるのが、立て前であります。今までの業務のあり方として非常にその様の所があるとこれを改善して行くために機械ももぢ輪ではありますが。又それによつて隙間も整えることによつて完全な業務が出来るんじゃないかとこう考えております。今度の機械を買うことによつて一人で二人前の仕事をする。その余りをどこに使うかと申しますと。これは今までその滞留が非常に多かつたとこれを滞納整理係の方を強化して行こうと思つておる段であります。

議長～暫休憩をします。(午後零時40分)

議長～再開をします。(午後2時24分)

議長～午前に引き続いだとして日程の議案第19号、1964年度宜野湾市上水道特別会計についての質疑を行います。

議長～暫休憩をします。(午後2時25分)

議長～再開をします。(午後2時45分)

議長～8番議員の出頭を報告をします。

和文作成は。

水道課長～全部手でやつております。

4 番～手びつでやる場合とそれから和文タイプでやる場合ですか。この作業がですか。どれが早くかたづくかですか。或は又これが企業の合理化になるのか。

水道課長～今まで別の所、コザ、那覇を研修させて両方とも九州地区の鹿児島から市の方式を持って来てまきて、沖縄でもそれを皆んな商売として実施してもらいたいという様な何んで2～3日研究に行かしましたが約一人で二人前の仕事をかたづけるそうあります。

4 番～じやお伺いしますが、増員の問題でたびたび頭をいためております。そこで前から企業の合理化をはかるためにそういう事務改善の機械を導入すれば、何とか人件費も安くなつていくんじやないかということを再三進言しておる訳でありますが、今度のこのタイプを購入することによつて今まで二人でやつた仕事が一人で充分だということになると、それだけ人件費が少なくて済むんだというふうな理窟つなるかと思いますが、それに対して人件費はかえつて逆に並行して多くなつてもつているんだということになると、その辺がまだまだ理解に苦しむものであります。

水道課長～なる程機械装備完全になるに従つて、人件費が少なくなるのが、立て前でありますが、今までの業務のあり方として非常にその雑の所があるとこれを改善して行くために機械ももち論ではあります、又それぞれによつて隙容も整えることによつて完全な業務が出来るんじやないかとこう考えております。今度の機械を買うことによつて一人で二人前の仕事をする。その余りをどこに使うかと申しますと、これは今までその滞糾が非常に多かつたとこれを精査整理係の方を強化して行こうと思つておる訳であります。

議長～暫休憩致します。(午後零時40分)

議長～再開致します。(午後2時24分)

議長～午前に引き続きまして日程の議案第19号、1964年度宜野湾市上水道特別会計についての質疑を行います。

議長～暫休憩致します。(午後2時25分)

議長～再開致します。(午後2時45分)

議長～8番議員の出席を報告致します。

1 番～年前申にお尋ねしますがた件についてお答え願います。

水道課長～早く帰つて行きました；64年度の損益計算書を調べました所、
營業外収益ですか、8,715ドルとなつておりますが、それは貸借対
照表の營業未収金で取り扱われるべきもんであつてそれに加えるべき
はない様であります。それに加えるべき額が329ドルで額にして
329番が64年度の。

1 番～64会計年度における訂正事項ですか、それでは数字は訂正して下さい、どこですか。

水道課長～も4年度の資益計算書の予定の営業外収益の総収入が8,715ドルになつておりますが、329ドルに訂正願ひます。本年度の純利益が36,562円である予想の結果を合計しておきます。

1 番～この比率は合いますか。それで計算じた場合は？

1 番～まだやつてない。(はいと呼ぶ)

水道課長より番さんでの質問にお答え申します。給水制限とそれまでの職員数と

のバランスについての質問をさせていますが、それについて私は収益の額とそれから職員の数との割合という観ですむ。ここで一つ一人で二千円を生み出すのであります。この状況を取扱うならば、これは一番私がそういうのはです。事業収益に対しての人件費はどの程度の割合を占めているかといふ意味です。

水道課長～ちよつとお縄ぢ下さい。

講長～暫休憩致します。（午後3時12分）

職長～再種類します。(午後3時19分)

5 番～休憩中で質問した点をもう1回質問致します。この貸借対照表6月30日現在の予定という括弧付きの貸借対照表に關して質問致します。ここに計上されている営業未収金の25,000ドルこの25,000ドルというのは現時点において6月30日現在においては25,000ドルの未収金があるだろうというふうな数字ですか。これは、貸借対照表に關する限りです。今はこの貸借対照表に關する限りここに営業未収金として

1 番～午前中にお尋ねしますた件についてお答え願います。

水道課長～早く帰つて行きました。64年度の損益計算書を調べました所、営業外収益ですか。8,715ドルとなつておりますが、それは貸借対照表の営業未収金で取り扱われるべきものであつてそれに加えるべきはない様であります。それに加えるべき額が329ドルで額にして、329\$が64年度の。

1 番～64会計年度における訂正事項ですか。それでは数字は訂正して下さい。どこですか。

水道課長～64年度の損益計算書の予定の営業外収益の雑収入が8,715ドルになつておりますが、329ドルに訂正願います。本年度の純利益が36,564ドルが予定した純利益金になつております。

1 番～この比率は合いますか。それで計算した場合は？。

水道課長～比率の計算はまだやつていませんが、

1 番～まだやつてない。（はいと呼ぶ）

議長～暫休憩致します。（午後2時50分）

議長～再開致します。（午後3時10分）

水道課長～4番さんのご質問にお答え申します。給水収益とそれから職員数とのバランスについてのご質問でございますが、それについては収益の額とそれから職員の数との割合という訳ですか。

4 番～私がそういうのはです。事業収益に対しての入件費はどの程度の割合を占めているかという意味です。

水道課長～ちよつとお待ち下さい。

議長～暫休憩致します。（午後3時12分）

議長～再開致します。（午後3時19分）

5 番～休憩中で質問した点をもう1回質問致します。この貸借対照表6月30日現在の予定という括弧付きの貸借対照表に關して質問致します。ここに計上されている営業未収金の25,000ドルこの25,000ドルというものは現時点において6月30日現在においては25,000ドルの未収金があるだろうというふうな数字ですか。これは、貸借対照表に關する限りです。今はこの貸借対照表に關する限りここに営業未収金として

参考文書に記入してあるとおもふが、ついてお書きなさい。

あげられておる、25,000\$はここでは6月30日はまだ到来しないですか
られ、そこで6月30日現在においては25,000\$のいわゆる延滞金、更
に延滞じゃないんだが、まだ戻してない金が、これだけあるんだ。こ
の予想額でありますね。

水道課長～はい。

5番～貴は今の賃團聚回答と面接して予算書に移ります。この25,000\$が6月
30日現在において未収金として、そこに債権があるんですから財源が
あるんですから、それは当然財源ですね。新年度財源になりますね、そ
れをどうして6.5会年度において13,000\$を与えたか。それをもう一回
説明願います。

水道課長～それ13,000\$ではなくして、17,629\$です。上の61年、62年、他の
の營業未収金は今までの全營業未収金を示しております。25,000\$は

5番～6.4年度滞納見込額となつてますね。

水道課長～それは6.4年度分だけです。13,000\$は

5番～6.4年度だけ。

水道課長～はい。

5番～そすると25,000\$の中には、6.4年度以前の分も含まれていますか。

水道課長～以前の分も含まれております。

5番～6.4年度分に相当するのはいくら含まれておりますか。25,000\$の中に
貸借対照表の25,000\$、營業未収金ですね。この中には6.4会計年度に
かかる未収金を含めて開する未収金はいくら含まれますか。これにはしかし
今6.4年6月30日現在となつてるのは、これは会計年度に属するの
みじやないと。そういうわれ書いた般。

水道課長～營業未収金の25,000\$はですよ。

5番～はい。しかもその前の損益計算書は貸借対照表はあくまで損益計算書
と不離一体であります。損益計算は6.3年7月1日からとちゃんと明示
されておりますが、損益計算書は7月1日から6月30日までと正味1
ヶ月間その表1体である所のもう一方の貸借対照表は期間を別にする
んですか。そういうふうな計算方法があつたらその根きよをきつ説明し
て下さい。今までは貸借対照表と損益計算書は別に見てました。

あげられておる。25,000\$はこては6月30日はまだ到来しないですか
らね。そこで6月30日現在においては25,000\$のいわゆる延滞金、更
に延滞じやないんだが、まだ徴収していない金が、これだけあるんだ、こ
の予想額でありますね。

水道課長～はい。

5 番～次は今の質問疑応答と関連して予算書に移ります。この25,000\$が6月
30日現在において未収金として、そこに債権があるんですから財源が
あるんですから、それは当然財源ですね。新年度財源になりますね。そ
れをどうして65会年度において13,000\$を与えたか、それをもう一回
説明願います。

水道課長～それ13,000\$ではなくして、17,629\$です。上の61年、62年。他
の営業未収金は今までの全営業未収金を示しております。25,000\$は

5 番～64年度滞納見込額となつていますがね。

水道課長～それは64年度分だけです。13,000\$は。

5 番～64年度だけ。

水道課長～はい。

5 番～そすると25,000\$の中には、64年度以前の分も含まれていますか。

水道課長～以前の分も含まれております。

5 番～64年度分に相当するのはいくら含まれておりますか。25,000\$の中に
貸借対照表の25,000\$、営業未収金ですね、この中には64会計年度に
關する未収金はいくら含まれますか、これにはしかしこれは64年6月30日現在となつているのは、これは会計年度に属するの
みじやないと、そういわれましたね。

水道課長～営業未収金の25,000\$はですよ。

5 番～はい。しかばその前の損益計算書は貸借対照表はあくまで損益計算書
と不離一体であります。損益計算は63年7月1日からとちゃんと明示
されておりますが、損益計算書は7月1日から6月30日までと正味1
ヶ月間その表裏1体である所のもう一方の貸借対照表は期間を別にする
んですか。そういうふうな計算方法があつたらその根きよを1つ説明し
て下さい。

水道課長～もう1回お願ひいたしまさ。

5 番～貸借対照表には、いわゆる 25,000\$ はこれは一會計年度即ち 6 4 会計年度の分だけじゃないというふうなのが、今の説明でしよう、しかばその表 表 1 体である所の前 表 1 の損益計算書ではちゃんと 6 5 会計年度のみに限定されています、されば 7 月 1 日から 6 月 30 日までというふうにちゃんとそこに書かれています、一方は一會計年度一方はそうじやないいというふうな財務諸表というのはどういうふうな根きよになつてこういうふうになつていますか。

水道課長～損益計算書の場合は、その年度における利益金を計算するためのものでありまして、貸借対照表の場合は今までの資産流動、資産、負債、資本その他が今までのまん全額計上されています。

5 番～はい、分りました、それじや 25,000\$ の中に 6 4 会計年度以外の分が含まれておれば、それを 1 つ区別して下さい、どつちでもいいです、6 4 会計年度の分でもいいです。

水道課長～以外の分は 6 1, 6 2 年、6 3 年度のものです。

5 番～いや私がいいうのは、この 25,000\$ の中にですね、6 4 会計年度に属する未収金はいくらであるか、それが分れば以外はいわゆるそれ以前のということになりますからね、6 4 会計年度に属する分だけ、この 25,000\$ の中にいくら含まれておるか、概算でも結構ですよ、そうせんとこの予算の計上された 13,000\$ といいうのは審議はちょっときつかしいんですよ我々には意味が分らないもんだから、

水道課長～概算で 20,300\$

5 番～20,300\$ それじや 4,000 \$ くらいしか変わらんじやないですか、この 25,000\$ の中に 6 4 会計年度に属するのは、20,300\$ でしょう、そうするとその 20,300\$ と 13,000\$ の関係を 1 つ説明して下さい。

水道課長～20,300\$ の中には、6 4 年度内に未収金出来なかつた分と、それから 6 年の 6 月の分の金額が 6 5 年度の 7 月以降に未収金になるもんですからその分は全部その中に 20,000\$ に含まれております。約 1 ケ月分の調定期額 14,000\$ と更にその残りの約 6,000\$ 位が 6 4 年度内における実際の未収金いわる今まで 2 ~ 3 年の滞納している分が含まれている誤です。

5 番～今の説明の中で 25,000\$ の中には 6 4 会計年度に属する未収金は 20,000 \$ ですか、20,000\$ だつたらどうしてそれじや 6 4 年度滞納金額に 1

水道課長～もう1回お願ひいたしまさ。

5 番～貸借対照表には、いわゆる 25,000\$ はこれは一會計年度即ち 64 會計年度の分だけじやないというふうなのが、今の説明でしよう。しかばその表 1 体である所の前項ページの損益計算書ではちゃんと 64 會計年度のみに限定されています。これは 7 月 1 日から 6 月 30 日までといふうにちゃんとそこに書かれています。一方は一會計年度一方はそうじやないといふうな財務諸表というのはどういうふうな根きよになつてこういふうになつていますか。

水道課長～損益計算書の場合は、その年度における利益金を計算するためのものでありまして、貸借対照表の場合は今までの資産流動・資産・負債・資本その他が今までのものもん全部計上されています。

5 番～はい。分りました。それじや 25,000\$ の中に 64 會計年度以外の分が含まれておれば、それを 1 つ區別して下さい。どつちでもいいです。64 會計年度の分でもいいです。

水道課長～以外の分は 61.62 年、63 年度のものです。

5 番～いや私がいうのは、この 25,000\$ の中にですね。64 會計年度に属する未収金はいくらであるか。それが分れば以外はいわゆるそれ以前のということになりますからね。64 會計年度に属する分だけ、この 25,000\$ の中にいくら含まれておるか。概算でも結構ですよ。そうせんとこの予算の計上された 13,000\$ というのは審議はちょっとむつかしいんですよ我々には意味が分らないもんだから。

水道課長～概算で 20,300\$

5 番～20,300\$ それじや 4,000\$ くらいしか變らんじやないですか。この 25,000\$ の中に 64 會計年度に属するのは、20,300\$ でしょう。そうするとその 20,300\$ と 13,000\$ の關係を 1 つ説明して下さい。

水道課長～20,300\$ の中には、64 年度内で集金出来なかつた分と、それから 64 年の 6 月の分の金額が 65 年度の 7 月以降に集金になるもんですからその分は全課その中に 20,000\$ に含まれております。約 1 ヶ月分の調定額 14,000\$ と更にその残りの約 6,000\$ 位が 64 年度内における実際の未収金いわる今まで 2~3 年の滞納している分が含まれている訳です。

5 番～今の説明の中で 25,000\$ の中には 64 會計年度に属する未収金は 20,000\$ ですか。20,000\$ だつたらどうしてそれじや 64 年度滞納金額に 1

3,000 \$, 7,000\$ は先きの説明では

水道課長～この予算上でいう 13,000\$ は 8 月 31 日までには、それだけの位いしか残らんという。

5 番～それ以上の相当額の未収金は外にどこかに計上されていますか？ 帯納に
水道課長～水道使用料の 6.1, 6.2, 6.3 年度帶納額とされております。

5 番～それはいくらですか？

水道課長～4,629\$ です。

5 番～200,000\$ からは相当の

水道課長～200+000\$ ではないですよ。

5 番～私の間違いでありました、お詫びして訂正いたします。25,000\$ であります。

議 長～議案第 19 号、1965 年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算につ
いては質疑の段階において総統審議にしたいと思いますが、御異議ござ
いませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、左様決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後 3 時 42 分)

議 長～再開いたします。(午後 3 時 44 分)

議 長～先きに総統審議になりました議案第 4 号、宜野湾市給水援助交付規程についてを議題といたします。本件に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後 3 時 45 分)

議 長～再開いたします。(午後 4 時 6 分)

5 番～助役にお尋ねします、この奨励金交付規程の第 4 条には交付する場合の
対象は行政区に限定されるんだと、そこ

3,000 \$. 7,000\$ は先きの説明では

水道課長～この予算上での 13,000\$ は 8 月 31 日までには、それだけの位いしか残らんという。

5 番～それ以上の相当額の未収金は外にどこかに計上されていますか。滞納に

水道課長～水道使用料の 61.62.63 年度滞納額とされております。

5 番～それはいくらですか。

水道課長～4,629\$ です。

5 番～200,000\$ からは相当の

水道課長～200,000\$ ではないですよ。

5 番～私の間違いであります。お詫びして訂正いたします。25,000\$ であります。

議長～議案第 19 号、1965 年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算について御異議なさいと申します。

議長～質疑の段階において続続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、だ様決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後 3 時 42 分)

議長～再開いたします。(午後 3 時 44 分)

議長～先きに継続審議になりました諮問第 4 号、宜野湾市納税奨励交付規程についてを議題といたします。
本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後 3 時 45 分)

議長～再開いたします。(午後 4 時 6 分)

5 番～助役にお尋ねします。この奨励金交付規程の第 4 条には交付する場合の
対象は行政区に限定されるんだと、そこ

で仮りにこの条件交付する交付の条件がそろつておる区に奨励金をもし交付した場合に当局としましては、その交付した奨励金が相手の区においてどういうふうに使つた方が有効である、それかを当局の行政上の指導助言という立場においてのその立場からの考え方で一つ当局の考え方をお願いいたします。いかなる方向にいかなる方法で使つた方が有効であるか、それを当局の指導助言という立場に立つての考え方を一つ御説明願います。

助 役～あくまで納税思想の向上の方に成績の向上の方に使つてもらいたいと思つております。

5 晴～と申しますのは、区で受けた場合、区で持つて自治会長がその区で受けれる所の仮に1番から10番まで、5番までも結構です、その成績の上位の成績からある何番までと決めて、その人達にいわゆる優秀な納税成績であるというふうな理由付けで報償金として上げた場合は、これも有効ですか、温ましい交付の処理ですか、これは奨励金の用途の方法ですか今助役がそういうふうにあくまで使つてもらいたいというのは、私が今説明した場合も該当しますが、

助 役～この交付規程でもつて交付した場合においては、それはおおいに結構じゃないかと思つております。

5 晴～結構ですか、区で奨励金の交付を受けた場合、その奨励金の交付をうけた区は自らの区独自の考え方で或は区で一番優秀な成績1人に對してでもいいし、或は4～5名に對してもいいし賞状を送るのか、現金を送るが、あなたは非常に納税に努力されましたという點でとにかく支給した場合はやはり先き助役がいわれた納税の成績向上の手段と解しやくされますか、そういうふうになりますか。

助 役～そうでございます。

4 晴～本規程の第11条であります、これは表しよう規程であります、そするとこれは奨励金の交付規程になつておりますが、表しよう規程は別に定めた方がよくはないかと、それとこの第11条でいう市長は特に納税奨励に努力すると、努力したということになつておりますが、現在80%或は90%以上の優秀な成績を持つ部落があつた場合、この規程が出来て同じく90%以上の成績は存続して上げると、この規程があるがなかろうが、それは現在と村んら変わらないという場合にこの部落が対象になるかどうか、それについて御説明願います。

助 役～奨励と報償とは別個でございますので、ありうることがあるんじゃないかと思つております。

で仮りにこの条件交付する交付の条件がそろつておる区に奨励金をもし交付した場合に当局としましては、その交付した奨励金が相手の区においてどういうふうに使つた方が有効である。それから当局の行政上の指導助言という立場においてのその立場からの考え方で1つ当局の考え方をお願いいたします。いかなる方向にいかなる方法で使つた方が有効であるか、それを当局の指導助言という立場に立つての考え方を1つ御説明願います。

助 役～あくまでも納税思想の向上の方に成績の向上の方に使つてもらいたいと思つております。

5 番～と申しますのは、区で受けた場合、区で持つて自治会長がその区で受けた所の仮に1番から10番まで、5番までも結構です。その成績の上位の成績からある何番までと決めて、その人達にいわゆる優秀な納税成績であるというふうな理由付けて報償金として上げた場合は、これも有効ですか。望ましい交付の処理ですか。これは奨励金の使途の方法ですか今助役がそういうふうにあくまで使つてもらいたいというのは、私が今説明した場合も該当しますか。

助 役～この交付規程でもつて交付した場合においては、それはおおいに結構じゃないかと思つております。

5 番～結構ですか。区で奨励金の交付を受けた場合、その奨励金の交付をうけた区は自らの区独自の考え方で或は区で一番優秀な成績1人に対してでもいいし、或は4～5名に対してでもいいし賞状を送るのか、現金を送ろうが、あなたは非常に納税に努力されましたという訳でとにかく支給した場合はやはり先き助役がいわれた納税の成績向上の手段と解しやくされますか。そういうふうになりますか。

助 役～そうですございます。

4 番～本規程の第11条であります、これは表しよう規程であります。そするとこれは奨励金の交付規程になつておりますが、表しよう規程は別に定めた方がよくはないかと、それとこの第11条でいう市長は特に納税奨励に努力すると、努力したということになつておりますが、現在80%或は90%以上の優秀な成績を持つ部落があつた場合、この規程が出来て同じく90%以上の成績は存続して上ると、この規程があつらうがなかろうが、それは現在と何んら変わらないという場合にこの部落が対象になるかどうか、それについて御説明願います。

助 役～奨励と報償とは別個でございますので、ありうることがあるんじやないかと思つております。

4 番～これは規程は別個にあるということですか。

役 役～規程でございますが、規程は報償規程は別個の方がいいんじゃない
かと思つております。これは奨励規程ですから。

4 番～この条文は表しよう規程ですよ。11条は

助 役～だからそれは別に又今度は何を設けてやるべきだという意味でも又解し
やすくされるんじやないかと思う訳であります。

4 番～いや現時点において、じや表しよう規程を別に制定するということを一
応前提にしてやるという訳ですか。

助 役～制定しなければいけないんじやないかと思っております。

4 番～それは何日制定しますか。

助 役～制定はまだされておりません。

4 番～いや、しかしこれ制定しない限りこの11条はすぐ施行ということは出
来かねるんじやないかと思いますがね。

助 役～そういうことはあり得えないんじやないかと思っております。

4 番～私がお聞きしたいのはですね、先程の説明の中で、その表しようには該当
すると貧農なるんだという御説明でしたが、じやその奨励に努力したと
いう限界はどこにあるのか、例えばですね努力しようが、しまいがです
ね。現在90%以上の部落ならばですね、一応その線でですね、努力し
ようが、しまいが90%以上のですね、成績はつと春締しますね。雖
然締します。そうした場合のこの努力のですね、評価査定においてどうい
う査定をなされますか。現在ある部落がですね、この交付規程なくとも
ですね、90%以上の成績を上げている、そすとこれが出来てもですね
同じ水準ですね同じレベルでつと春締します。90%以上そうすると
これでいう努力奨励に努力したという限界のですね、どこでその評価し
ますか。査定されますか。いや対象になるといつたんでしょう、それも
一応表しようの対象になるということですが、しかし努力しようが、し
まいがどうしても部落はですね、それだけの納穀思想そのものがですね
高い訳なんですよね。ですからそれはこの交付規程を適用しまいが、そ
の水準からは別に下らないという訳だが。

助 役～それはお説の通りでござりますですが、運くつからいえば100%持つ
ておつたのが、100%持続するということは、結局100%の努力じ
やないかと思つております。しかし從来50%のが90%になつたとい

4 番～これは規程は別個にあるということですか。

役 役～規程でございますが、規程は報償規程は別個の方がいいんじゃない
かと思つております。これは奨励規程ですから。

4 番～この条文は表しよう規程ですよ、11条は

助 役～だからそれは別に又今度は何を設けてやるべきだという意味でも又解し
やすくされるんじやないかと思う訳であります。

4 番～いや現時点において、じや表しよう規程を別に制定するということを一
応前提にしてやるという訳ですか。

助 役～制定しなければいけないんじやないかと思つております。

4 番～それは何日制定しますか。

助 役～制定はまだされておりません。

4 番～いや、しかしこれ制定しない限りこの11条はすぐ施行ということは出
来かねるんじやないかと思いますがね。

助 役～そういうことはあり得えないんじやないかと思つております。

4 番～私がお聞きしたいのはですね、元程の説明の中で、その表しようによると該当
すると対象なるんだという御説明でしたが、じやその奨励に努力したと
いう限界はどこにあるのか。例えばですね努力しようが、しまいがで
すね。現在90%以上の部落ならばですね。一応その線でですね。努力し
ようが、しまいが90%以上のですね。成績は一つと存続しますね、繼
続します。そうした場合のこの努力のですね、評価査定においてどうい
う査定をなされますか。現在ある部落がですね。この交付規程なくとも
ですね、90%以上の成績を上げている、そすとこれが出来てもですね
同じ水準ですね同じレベルで一つと存続します。90%以上そうする
これでいう努力奨励に努力したという限界のですね。どこでその評価し
ますか。査定されますか。いや対象になるといつたんでしょう、それも
一応表しようの対象になるということですが、しかし努力しようが、し
まいがどうしても部落はですね。それだけの納税思想そのものがですね
高い訳なんですね。ですからそれはこの交付規程を適用しまいが、そ
の水準からは別に下らないという訳だが。

助 役～それはお説の通りでございますが、理くつからいえば100%持つ
ておつたのが、100%持続するということは、結局100%の努力じ
やないかと思つております。しかし従来50%のが90%になつたとい

うのは結局40%の努力にしかならないんじやないかと解しやすくされる
んじやないかと思つております。

4番～そうしますと今の御説明では、

助役～このへんはもうどうも

助役～努力がないと100%というのは持続は出来ない誤ですから、

4番～いや、私がお聞きしたいのは、この交付規程が出来ようが、出来まいが
ですね、それだけの納税思想はですね既に高つている誤ですよ。

助役～これは高まつておつても下がる場合もある誤ですから、結局は100%
にしかならないんじやないかと思つております。

4番～いや、ですからこの交付規程を出来たらじや100%努力だと、そういう
う出来なければ100%努力でないということがいえますぞしよう。あ
ろうが、なかろうがですね、これはそれのレベルはですね、ちゃんとそ
こにあるということになるんですがね、別にそれを対象にしたから10
0%が高められたということはですね、ありえないと思うんですよ。で
すからそういう場合のですねその努力のですね、この査定ですねどこに
基準を持つていくかということですよ。

助役～だから今申上げました通りでござります。

4番～それについては、もう少し御検討していただきたいと思いますが、これ
を直ぐ判定しても直ぐ施行ということをですね、これはこの表しように対
するですね、そういうふた様な基準をですね、定めない限りむじゅんが
生じてくるんでないかと思います。

10番～この規程は今まで悪かつたものをよく指導して対象にして規制したもの
だと思いますが、これだけ奨励費を出すものと、その金額で見ても
つぱら微積に当たらずという方法でどちらが効率的にあると思いますか

財政課長～そういうことは、その奨励金の交付する趣旨そのものが、實行政区
を通じまして個々の住民が自主的なその前程をするという様な納税思想
の最も手近かな改革方法じやないかと、だからその面からは、これだけ
の金額で奨励員を貰つて、前程をさせるということ自体それは2ヶ年
や2ヶ年は或はその人間を奨励員を採用してやつた方がこれより以上
のその前程が上るかも知れませんが、長い目で見た場合にはこの納税
奨励規程そのものによつて、それだけ市民が納税思想の面で相当の、その
自主的前程面で改革が出来るんじやないかと、そういうふうに考えてお
る誤でございます。

うのは結局 40% の努力にしかならないんじやないかと解しやくされる
んじやないかと思つております。

4 番～そうしますと今の御説明では・

助 役～努力がないと 100% というの持続は出来ない訳ですから・

4 番～いや、私がお聞きしたいのは、この交付規程が出来ようが、出来まいが
ですね、それだけの納税思想はですね既に高つている訳ですよ・

助 役～これは高まつておつても下がる場合もある訳ですから、結局は 100%
にしかならないんじやないかと思つております。

4 番～いや、ですからこの交付規程を出来たらじや 100% 努力だと、そういう
う出来なければ 100% 努力でないといふことがありますでしよう。あ
ろうが、なかろうがですね、これはそのレベルはですね。ちゃんとそ
こにあるということになるんですがね。別にそれを対象にしたから 10
0% が高められたということはですね、ありえないと思うんですよ。で
すからそういう場合のですねその努力のですね。この査定ですねどこに
基準を持つていくかということですよ。

助 役～だから今申上げました通りでござります。

4 番～それについては、もう少し御検討していただきたいと思いますが、これ
を直ぐ制定しても直ぐ施行ということですね。これはこの表しようと
対するですね。そういうふた様な基準をですね。定めない限りむじゅんが
生じてくるんでないかと思います。

10 番～この規程は今まで悪かつたものをよく指導して対象にして規範したもの
だと思いますが、それだけ奨励費を出すものと、その金額で職員をして
つぱら徴税に当たらすという方法でどちらが効果的あると思いますか

財政課長～そういうことは、その奨励金の交付する趣旨そのものが、直接行政区
を通じまして個々の住民が自主的なその納税をするという様な納税思想
の最も手近かな改革方法じやないかと、だからその面からは、これだけ
の金額で徴税吏員を使つて、納税をさせるということ自体それは 1ヶ年
や 2ヶ年は或はその人間を徴税吏員を採用してやつた方がこれより以上
のその納税が上るかも知れませんが、長い目で見た場合にはこの納税奨
励規程そのものによつて、それだけ市民が納税思想の面で相当の、その
自主的納税面で改革が出来るんじやないかと、そういうふうに考えてお
る訳でございます。

4 番～助役の悪い所の地域を措置対象にしたんだということですが、じや助役にお伺いしたいんですが、これを制定して補助金を或は奨励金を交付する前提で、すぐ極端に納税成績が上がるんと思つておられるかどうか。例えば今の60%台の税率しかないと部長がこれをやつたためにすぐ85%成績が上がると思っておるのかどうか、それについてお伺いします。

助役～上ると見て提案しております。

4 番～それはそうしますとじやこれがなければ上らないんだという又理論にもなりますが。

助役～そうですございます。

4 番～じやこれがなければ上らないんだと、これが上るから85%も上るんだという、それははつきりした確信を持つておられるんですね。

助役～そういう何んで提案はされております。

4 番～いや、そういう見透しをつけておられるんだと、今60%の部長がですね、これを制定することによって、すぐ85%以上も上るんだと見透しを立てての上で、これを制定している訳ですか。

助役～そうですございます。

4 番～じや、只今の質問とも関連しますが、徴税更正強化して徴税に当らした方がより効果があるんじやないかという様な質問に対して私ももう少し当局をしてそいつた面も検討してもらいたいと思っております、と申しますのは現在4名そしてこれでいうこの金額相当の額からすると、後4～5名位の徴税更員を採用出来るんじやないかとこう考えております。そこで今優秀なしかも85%以上の地域が相当あるやに聞いております。そしてその内の一部悪い所がありますが、これをすぐ制定したから成績が上るということは、先ず私は考えられないと思っておりますということは、これを受けるためにじや地域が納税意欲を高めるんだということは今の所考えられないし、私が聞いた範囲内においても或は又知る範囲内においても特に成績が悪い所は複雑な地域であります。非常に多種多様で入り混じっております。隣り近所さえ分らない様な状態でありますし、その自主的な集りあの教育保護みた様な自主的な集りならぬある程度可能かも知れませんが、しかし行政区の延である程度押しつけている様な現在のこの各種徴収の面からいうと、やはりどんなんに区長が或は延長が努力したにしても、そう私は期待はもてないんじやないかとこう考えております。それよりはむしろもう少し今度のあの納税組合の趣旨を充分検討してもらって、先き程の納税組合みた様な式で自主的な

4 番～納稅の悪い所の地域を対象にしたんだということですが、じや助役にお伺いしたいんですが、これを制定して補助金を或は奨励金を交付する前提で、すぐ極端に納稅成績が上るんと思つておられるかどうか。例えば今の60%台の納稅率しかないという部落がこれをやつたためにすぐ85%成績が上ると思ておるのかどうか。それについてお伺いします。

助 役～上ると見て提案してあります。

4 番～それはそうしますとじやこれがなければ上らないんだという又理論にもなりますが。

助 役～そうですございます。

4 番～じやこれがなければ上らないんだと、これが上るから85%も上るんだという、それははつきりした確信を持つておられるんですね。

助 役～そういう何んで提案はされております。

4 番～いや、そういう見透しをつけておられるんだと、今60%の部落がですね。これを制定することによつて、すぐ85%以上も上るんだと見透しを立てての上で、これを制定している訳ですか。

助 役～そうですございます。

4 番～じや、只今の質問とも関連しますが、徵稅更を強化して徵稅に当らした方がより効果があるんじやないかという様な質問に対して私ももう少し当局をしてそういう面も検討してもらいたいと思つております、と申しますのは現在4名そしてこれでいうこの金額相当の額からすると、後4～5名位いの徵稅更員を採用出来るんじやないかとこう考えております。そこで今優秀なしかも85%以上の地域が相当あるやに聞いております。そしてその内の一部悪い所がありますが、これをすぐ制定したから成績が上るということは、元々私は考えられないと思つておりますということは、これを受けるためにじや地域が納稅意欲を高めるんだということは今の所考えられないし、私が聞いた範囲内においても或は又知る範囲内においても特に成績が悪い所は複雑な地域であります。非常に多種多様で入りみだれております。隣り近所さえ分らない様な状態でありますし、その自主的な集りあの教育隣組みた様な自主的な集りならばある程度可能かも知れませんが、しかし行政区の班である程度押しつけている様な現在のこの各種徵收の面からいうと、やはりどんなに区長が或は班長が努力したにしても、そう私は期待はもてないんじやないかとこう考えております。それよりはむしろもう少し今度のあの納稅組合の趣旨を充分検討してもらって、先き程の納稅組合みた様な式で自主的な

組合それは制限しないで自主的な組合を登録制にして、それによつてこのある制度の奨励金を出した方がより私は効果があるんじやないかとこういうふうに私は考へてありますね。全般的に見た場合にそういう方面ではお考えになりませんか。

財政課長～納税貯蓄組合の件は先程から話題は出ておりますが、行政区の区長としての自覚或は又市民と宜野湾市民としての自覚のない者にはそれ程納税思想も又悪い誤解でございます。それでこの納税奨励規程によるその行政区に対する表しよう、そういう趣旨も分らない者にしましては、よけいその納税組合という個人的なその集りの組合に対する熱意はかえつてないんじやないかとこういうふうに私は考へておりまして、まだ納税組合につきましては時期が早すぎるんじやないかということで、このまつ元にその納税奨励規程を出した訳でございます。それでこれの成績の向上がすぐ上ることはおぼつかないという様な御意見もございますが、例としまして西原とか或は具志川・北谷隣り近所の市町村がこういう補助金の規程を設けまして、2ヶ年目から成績が向上しております。3ヶ年目からはその市町村におきましては95%、98%現在では99%近くまでの納税率になつております。それで是非この奨励規程でもつて宜野湾市においても成績の向上をはかつて行きたいというふうに私は考へてこの規程を諮問に出した訳でございます。

8番～第6条では奨励金は結局2期に分けて前期は1月後期は7月に交付するということになつておりますが、いわゆる条例にもあります通り市民税事業税の申告は6月30日と固定資産税は4月1日から未日までに納期するとなつておるが、これのかち合いはないかどうか、更に今回4名の増員であるんだが、その4名の内1人はこのいわゆる奨励交付規程が、仮に譲渡になつた場合に、これに当るかどうか、それからここにある假し書きにありますが、財政上やむおえない事情がある時は、その限りでないということは、いわゆるその財政上やむおえない事情といふいろいろの意味は取れるもんだと思ひます。いわゆる予算面において現金がなかつたと、しかしこの時期に来た場合にそういう資金がないためにその時期に交付をしないという意味なのか、或は又財政上のマイナスという事はないでしようが、そういう事情がでもうしようがないから、この奨励金を取りやめるというものであるか、この辺ちょっと御質問したいんでですが、どんなもんですか。

財政課長～第1番の御質問にお答えいたします。前期後期に分かれまして、前期分を1月それから後期分を7月に交付するという誤解であります。それは固定資産税も市民税も事業税も1期2期3期納期限別にその成績を計算しますので、別に関係はないと思ひます。それから6条の假書きの所でございますが、これは譲り受けのことですございまして、財政上やむおえない事情がある時といういふやうのは現金がないという場合のことを考へての假書きになつております。別にこういうことはそうないんじやないかというふうに考へられます。

組合それは制限しないで自主的な組合を登録制にして、それによつてこのある制度の奨励金を出した方がより私は効果があるんじやないかとこういうふうに私は考えてありますね。全般的に見た場合にそういう方面ではお考えになりませんか。

財政課長～納税貯蓄組合の件は先程から話しあります、行政区の区長としての自覚或は又市民と宜野湾市民としての自覚のない者にはそれ程納税思想も又悪い訳でございます。それでこの納税奨励規程によるその行政区に対する表しよう、そういう趣旨も分らない者にしましては、よけいその納税組合という個人的なその集りの組合に対する熱意はかえつてないんじやないかとこういうふうに私は考えておりまして、まだ納税組合につきましては時期が早すぎるんじやないかということで、このまづ先にその納税奨励規程を出した訳でございます。それでこれの成績の向上がすぐ上ることはおぼつかないという様な御意見もございますが、例としまして西原とか或は具志川・北谷隣り近所の市町村がこういう補助金の規程を設けまして、2ヶ月目から成績が向上しております。3ヶ月目からはその市町村におきましては95%・98%現在では99%近くまでの納税率になつております。それで是非この奨励規程でもつて宜野湾市においても成績の向上をはかつて行きたいというふうに私は考えてこの規程を諮問に出した訳でございます。

8番～第6条では奨励金は結局2期に分けて前期は1月後期は7月に交付するということになつておりますが、いわゆる条例にもあります通り市民税事業税の申告は6月30日と固定資産税は4月1日から未日までに納期するとなつておるが、これのかち合ひはないかどうか、更に今回4名の増員であるんだが、その4名の内1人はこのいわゆる奨励交付規程が、板に記載になつた場合に、これに当るかどうか、それからここにある但し書きにあります、財政上やむおえない事情がある時は、その限りでないということは、いわゆるその財政上やむおえない事情といふいろいろ意味は取れるもんだと思います。いわゆる予算面において現金がなかつたと、しかしこの時期に来た場合にそういう資金がないためにその時期に交付をしないという意味なのか、或は又財政上のマイナスという事はないでしようが、そういう事情がでてもうしようがないから、この奨励金を取りやめるというものであるか、この辺ちょっと御質問したいんですが、どんなもんですか。

財政課長～第1番の御質問にお答えいたします。前期後期に分かれまして、前期分を1月それから後期分を7月に交付するという訳であります、それは固定資産税も市民税も事業税も1期2期3期納期限別にその成績を計算しますので、別に関係はないと思います。それから6条の但書の所でございますが、これは済が1のことですございまして、財政上やむおえない事情がある時といういふやうの場合は現金がないという場合のことを考えての但書きになつております。別にこういうことはそうないんじやないかというふうに考えられます。

議長～暫休憩いたします。(午後4時55分)

議長～再開いたします。(午後5時)

議長～お詫びいたします。只今定期5時であります。暫く時間延長をしたいと
思いますが、本日御異議ございませんか？

(委員なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後5時3分)

議長～再開いたします。(午後5時12分)

議長～諮問第4号、宜蘭市耕種獎勵金交付規程については質疑の發信において點疑議といたします。

議長～本日は全部終了いたしましたので、これをもつて本日の会議を閉
することにいたします。尚明日は午前10時より開会することにいたします。
(散会 午後6時15分)

議 長～暫休憩いたします。（午後4時55分）

議 長～再開いたします。（午後5時）

議 長～お詫びいたします。只今定刻5時であります。暫く時間延長をしたいと
思いますが、本日御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないので左様決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。（午後5時3分）

議 長～再開いたします。（午後5時12分）

議 長～諮問第4号、宜野湾市納税奨励金交付規程については質疑の段階において終続審議といたします。

議 長～本日日程は全部終了いたしましたので、これをもつて本日の会議を閉ずることにいたします。尚明日は午前10時より開会することにいたします。（散会 午後6時15分）